

令和7年度 知立市特別職報酬等審議会会議録

- 1 日 時 令和7年11月17日（月） 午後2時30分～午後3時45分
- 2 場 所 知立市役所 3階 第2・3会議室
- 3 出席者 委員 区長代表 酒井 一造
(50音順) 学識経験者 柴田 勝正
労働経験者 島津 博史
学識経験者 高橋 敦子
学識経験者 中野 トシ子
商工業者代表 平野 朱美
労働者代表 松田 齊
事務局 市長、総務部長、総務課長、総務課長補佐、人事係員
4 欠席者 委員 青年代表 加藤 裕貴
- 5 審議内容

事務局	(午後2時30分開会) 只今から知立市特別職報酬等審議会を開催させていただきます。 委員の皆様方におかれましては特別職報酬等審議会委員の就任についてご快諾いただきとともにお忙しいところ審議会にご出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。 本日は1名の委員が欠席ではございますが、半数以上の委員のご出席をいたしております、定足数に達しておりますことをご報告させていただきます。 開会にあたり市長よりあいさつ申し上げます。 (市長よりあいさつ)
市長	
事務局	委員の皆様と事務局の紹介につきましては、時間の都合上、大変恐縮ではございますが、配布いたしました資料の名簿に代えさせていただきます。 それでは会議次第2の会長選出をさせていただきたいと思います。附属機関の設置に関する条例施行規則第3条第2項で「会長は委員のうちから互選によって定める。」とありますが、どのような方法で選出いたしますか。 推薦でどうでしょうか。 知立市の元議会事務局長であり、前回も会長を務められた島津委員にお願いしたらどうでしょうか。
委員	島津委員を推薦する意見がでしたが、いかがでしょうか。 (異議を唱える者なし)
事務局	それでは島津委員に会長をお願いします。 引き続きまして、会議次第3の副会長指名ですが、附属機関の設置に関する条例施行規則第3条第2項で会長が指名することになっておりますので、島津会長より指名をお願いします。
委員	会長が指名することですので、柴田委員にお願いします。
事務局	これより後の審議会の進行は、会長にお願いしますので、よろしくお願ひします。
会長	それでは会議次第の順序により進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。
会長	会議次第4の諮問について、市長からの諮問を受けたいと思います。 (市長より諮問。諮問後退席。)
会長	市長より諮問をいただきましたので、議題の審議に入りたいと思います。 (諮問について事務局より説明)
事務局	諮問書にありますように、この審議会で諮問された事項は「議員、市長、副市長及び教育長の報酬等について」であります。事務局より説明をお願いします。
会長	(事務局より説明) ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

委員	市長の公約に給料の減額があったかと思いますが、現在、市長の給料については減額しているという理解でよろしいでしょうか。
事務局	現在、市長の給料については、公約を受け、減額となっております。なお、市長の給料については条例で定められているため、市長の給料を20%減額するという内容の条例を議会に諮り、承認され、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間減額する形となっています。
委員	例えば名古屋市の広沢市長も給料を減額していますが、全国的にみていかがでしょうか。
事務局	名古屋市長においては、前市長の意向を受けられて給料を減額されているかと思いますが、一般職員をはじめとして全体的に給料が上がっている状況であるため、全国的にみると市長等の給料や議員の報酬を引上げる傾向が見受けられます。ただし、その中で、市長独自の政策や自治体の財政状況を考慮し、各市長の判断で給料を減額している自治体もあるような状況です。
委員	異常な給料の引上げがあった場合は問題ですが、比較する対象によって異なると思います。例えば、高い国家公務員の給料と比較するのか、零細企業の社長の給料と比較するのかで意見が分かれます。しかし、市民が納得できるのであれば、その給料も受け入れられると思います。給料が高いのであれば、それに見合った努力をしてほしいと思います。
会長 委員	他のご意見はいかがでしょうか。 一般的の職員において、精神的に疲れるような業務を多く担う中で給料が見合ってないと感じることがあります。議員の報酬をみると、一部の職員しか得られないような高い金額であるように思います。しかし、実際の議員活動がどれほど行われているのか目に見えない部分もありますし、地域づくりの活動においても議員と会う機会が少ないと感じます。
会長 委員	これだけの報酬をもらう以上、議員には地域に出て課題や実情を把握するなど、より働いてもらう必要があると思います。そうであれば、人事院勧告や他市との比較関係なく、市民に納得してもらえると思います。
会長 委員	他のご意見はいかがでしょうか。 他市と比較しても市長等の給料や議員の報酬が低い状況なので、引上げてもよろしいのではないかでしょうか。
会長 委員	他のご意見はいかがでしょうか。 商業をしている人たちは、必ずしも給料が上がっているような状況ではないように思います。物価が上がり、仕入れ価格も上昇しているため、給料を上げたいけれども上げられない方も多いでしよう。しかし、給料を上げないわけにはいきません。これまでにもリーマンショックや鉄道高架事業、新型コロナウイルスなどの影響もあり、市長が給料を減額されてきましたが、減額しなくてもよい時代が来ることを願っています。給料の底上げが行われることで、経済が活性化することを期待しています。
会長 副会長	様々なご意見をいただきましたが、副会長のお考えはいかがでしょうか。 議員の報酬について厳しいご意見をいただいたところですが、やはり議員の報酬が低いと、議員のなり手が不足してしまうと思います。 令和6年度の答申においては、景気は緩やかに回復しているといわれるものの社会経済活動の活性化や子育て支援をはじめとする制度の見直し、人口減少社会の到来、社会情勢の急速な変化、大規模化する自然災害への対応など、特別職及び議員に求められる役割や業務量は、ますます大きくなっています。令和6年度は、市長等の給料額及び議員の報酬額を引上げるという判断に至っています。 令和7年度につきましても、雇用や所得環境の改善に伴い、緩やかな景気回復が進んでいる一方、物価高騰による景気の下振れリスクへの対応も必要となっているうえ、人口減少社会の進行など、社会情勢の急速な変化はとどまるところを知りません。 このように、特別職及び議員に求められる役割や責任は、一段と増しているところでございます。 また、資料中にあります、本市における現行の市長等の給料額及び議員の報

	酬額をみると県下37市の平均額を下回る現状ですので、引上げる方向でいかがでしょうか。
会長	皆さんの意見がおおむね出されました。副会長からも市長等の給料額及び議員の報酬額を引上げたらどうかという意見がでましたが、議員、市長、副市長及び教育長については社会経済活動の活性化や人口減少の到来、大規模化する自然災害への対応など、議員活動や公務の内容はより一層複雑かつ高度化しているということ、またそのうえで市長自ら給料の20%を減額しているという状況ですので、令和8年4月から市長等の給料及び議員の報酬を引上げるということでいかがでしょうか。
委員 委員	(異議を唱える者なし) 異議はありませんが、現在、議員の方々がどのような仕事をしているのかが見えにくいというご指摘がありましたので、議員の方々には困っている人や場所にしっかりと出向き、現状を調査し、改善していただきたいと思います。そのためには、行政が市民の声を議員に届ける仕組みを作ることが重要だと思います。例えば、ホットダイヤルなどを通じて市民の意見が議員に届き、市民のために議員が動くような環境になるとありがたいです。
会長 事務局	また、行政の方々も働く現場の状況をあまり把握していないことが多いと感じます。実際に、現場を担当している人しか知らないことが多いので、困っている人の声を議員が広め、補助金など行政の取り組みにつなげていくことが必要だと考えます。ぜひ行政の皆さんには、そのための仕組みを作っていただきたいと思います。
副会長	ご意見を受け、事務局いかがでしょうか。 ご意見ありがとうございます。いただいたご意見については、議事録を通じ、議会関連の部署を含め幅広く情報提供させていただきます。
会長	昨年に行われた議員の補欠選挙では投票が行われましたが、令和4年に行われた市議会議員選挙においては無投票当選となりました。そのため、私たちの民意が選挙という形で反映されていないという話にもなりますが、現状、議員になることにそれほど魅力がないように思えます。だからこそ、最低限の報酬は保証しなければ、議員のなり手が集まらないと考えます。様々なご意見があるかと思いますが、報酬を引上げ、議員の質を担保することで、選挙を通じて、市民の民意を反映するということが可能になっていくのではないかでしょうか。
委員 委員	議員の質については、他市も含めて難しい問題です。議員の報酬を上げることは大切ですが、それ以上にしっかりと仕事をしてくれる議員を選ぶ必要があります。そのためには、報酬の話をしっかりと考へる必要があります。また、選んだ議員が期待に応えられない状況では困ってしまいますので、議員を選ぶ側も慎重に見極めることが重要になってくると思います。
会長	市議会議員においては、年齢要件や何期までという規定はないかもしれません、高齢の方が当選されても、4年の任期は体力的に厳しい部分もあるかと思いますので、そういうことも今後考慮する必要があるかと思います。
事務局 委員 事務局	評価基準があるとよいと思います。良し悪しをつけるのは難しいですが、市民にとって何がよいかを皆で評価することができます。ただし、評価の基準を設けるのであれば、市民も責任を持つ必要があると思います。
	様々なご意見ありがとうございます。皆さんのご意見としては、議員の報酬を引上げるのであれば、それに見合った仕事をしてほしいということですね。
	それでは続いて、引上げの改定額について議論に入りたいと思います。改定額を検討するにあたり、参考となる資料や情報がありましたら事務局から説明をお願いします。
	(事務局より説明) 改定率の割合はどういった基準ですか。
	国家公務員の給料は1級から10級に分かれており、10級の改定率は2.8%です。10級に達するのは60歳近くの職員ですが、議員や市長などにおいてもこの基準が一番近くなるということ、また国の指定職職員の給料についても10級の改定率を基準としているため、国の指定職に準じた場合は、今回2.8%の引上げとなることをご説明させていただきました。

会長	他のご意見はいかがでしょうか。
委員	市の財政状況などの関係もあるので、どれくらいの引上げが適当なのか難しい部分ですね。
委員	環境が似たような市と比較した際に中間に位置していれば適当であると思いますので、他市の状況を踏まえても今回の引上げ額は適当であると思います。
会長	様々なご意見をいただきましたが、副会長のお考えはいかがでしょうか。
副会長	先ほど事務局から説明がありましたように、国の指定職も、地方公務員の高年齢層が在職する10級の改定率2.8%に準じているところでございますので、知立市の市長等の給料額及び議員の報酬額は、2.8%の引上げ改定とすることが妥当ではないでしょうか。また、期末手当については、今後も国の指定職職員の期末勤勉手当の月数に準拠することでよいのではないかでしょうか。
会長	皆さんの意見がおおむね出されました。それぞれのご意見がある中で、市長等の給料及び議員の報酬については、国家公務員の指定職と同様の改定率の2.8%引上げ改定ということでおろしいでしょうか。
委員	(異議を唱える者なし)
会長	期末手当の支給割合を併せて確認したところ、国の指定職職員の期末勤勉手当の月数にすることは妥当ということでよいのではないかでしょうか。
委員	(異議を唱える者なし)
会長	では、そのように特別職報酬等審議会として意見を市長に対して答申していきます。事務局に伺いますが、これらについてはどのように処理をすればよいでしょうか。
事務局	本日の審議結果として、答申書を市長あてにご提出いただきます。答申書の提出については、会長及び副会長にご一任いただき、審議会終了後、市長に提出していただきます。
会長	ありがとうございます。議題2はその他ですが、事務局より何かありますか。
事務局	その他に関することはございません。
会長	本日の議題はこれですべてとなります。進行を事務局へお返しします。
事務局	ご審議ありがとうございました。それでは、知立市特別職報酬等審議会はこれをもちまして終了とします。
	(午後3時45分閉会)